

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		犬山市土砂災害応急復旧対策費補助金		市の担当部課	都市整備部整備課		
				問い合わせ先	0568-44-0333		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		なし		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市土砂災害応急復旧対策費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	平成29年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市民の生命の保護及び負担の軽減を図ることを目的として、土砂災害により居住家屋等について被害を受け、自力で応急措置をとることが困難な市民に対して、住宅敷地に流入した土砂の撤去費用の一部を支援するため。					
補助金の額 ( )は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算		
		—	372,000 円	0 円	600,000 円		
		—	(372,000 円)	(0 円)	(600,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		土砂災害により居住家屋等について被害を受け、自力で応急措置をとることが難しい方に対し、住宅敷地に土砂が流入した土砂の撤去費用の一部を補助(支援) ※平成30年度は、実績なし					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		応急復旧対策に係る費用の額の2分の1を乗じた額(千円未満切捨て)			
		補助限度額		上限20万円(応急復旧対策(土砂などの撤去、運搬、処分)に係る費用の額の2分の1を乗じた額)			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	応急復旧対策に係る費用増減により交付申請額が変更となるため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		平成30年度は、実績なし。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※平成30年度の実績に基づき作成しています。